防衛庁等による発注等に関する質問主意書

提出者

|1|

田

悦

子

防衛庁等による発注等に関する質問主意書

税金の無駄遣いに対する国民の目が厳しくなっている中、 防衛庁による発注については、 防衛上の機密と

いうことで明らかにされていないことが多いが、その公正さは保たれているのか疑問である。 防衛庁の発注

等について以下質問する。

二〇〇二年五月、 航空自衛隊でT-4中等練習機のF3エンジンの燃料制御系でミニマムフローが発生

する事故がおきた。 さらに同年一○月には二回、一一月に一回と同様の事故が発生した。このエンジンの

メーカーは石川島播磨重工業 (以下IHI)である。この不具合の原因はいずれもオーバーホール時の金

属片の混入と聞いている。 そのためIHIは防衛庁から厳重な注意を受けている。

I H Ⅰは一九八七年からF3エンジンの生産を開始し、二○○二年九月までに五二九台を生産した。今

回エンジンをT-4から取り外し、予備も含めすべてを引き取って点検修理するという異常事態になって

いる。

オーバーホール時の金属片の混入が事故の原因であればメーカーの責任である。 自動車の場合、 メー

カーの責任による故障はリコールとして、メーカーが費用を負担して修理を行なう。 ところが今回は国が

力丨 修理費を出しているという話を聞いている。 が無償で修理するべきだと考えるのが普通ではないか。 国民の常識からすると、メーカーの瑕疵なのだから、 どう考えるか。

償で修理した場合、 今回の修理は有償で行なったのか、 修理費支出の根拠は何か。 メーカーの責任で無償で行なわせたのか明らかにされたい。 また、この件についての修理台数と修理費用を明らかにさ もし有

れたい。

三二〇〇三年三月一五日、 得ない、 と尋ねた。 労働者に対し違法な思想差別が行なわれている企業の場合は、 と答弁した。 防衛庁管理局艦 また、 船武器課長は、 「造船・重機の争議解決をはかる連絡会」 この他に、 発注内容について明らかな不都合がある場合も、 その思想差別について企業が刑事罰を受けた場合は考えざるを 防衛庁の装備等を受注する資格があるのか が防衛庁に要請行動を行なった時 受注の資格が受

者に、 簿を作成している。 総務省は、 $\overline{2}$. 競争入札において、 4. 3. 防衛庁契約本部公示「入札及び契約心得」において、有資格者としないことができる 1 $\widehat{1}$ 契約の履行に当たり、 「競争参加資格を有する者の名簿」を作っており、防衛庁も有資格者名 故意に物品の製造を粗雑にし、 又は物品の品質若し

けられないとも答えている。

えられたい。 について明らかな不都合が生じている。 くは数量に関して不正の行為をした者」とある。 またこのトラブルの原因を何と考え、また対策はどのようにすべきと考えているか。 受注の有資格者として適格性をどのように判断しているの I H I は、 F3エンジンのトラブルからして、 発注内容 か。

四 の確認はどのように行なわれているのか、明らかにされたい。さらに、これらについて会計検査院の監査 防衛庁発注において、概算契約の価格確定はどのように行なわれているのか、また、 確定価格の妥当性

はどのように行なわれているのか。

五 額 るとしたら問題ではないか。 国が負担している。 防衛庁発注において、 それらの管理はどのように行なわれているのか。 専用設備や専用治工具は、 民間向け製造に使用している事実はないのか、 防衛生産以外には使わないとの前提で、 仮に民間向け製造にも使用してい 明らかにされたい。 その費用を全

六二〇〇二年一一月二〇日には、 いう事故があったが、これもIHIがオーバーホールしたものであった。この事故の原因は何か。 日本エアシステムJAS423便の左エンジンが停止し緊急着陸すると 是正処

置および再発防止の対策はどのように行なわれたのか。

右質問する。